

弁明書の参考例(試案)

- A 盗難車又は不返還車両であることを理由とする場合
(稀なケースかもしれませんが、今後充分考えられます。)

(弁明理由)

当該車両は、○年○月○日に盗難に遭い(不返還となり)、当社が現在捜索中の車両であります。当社が道路交通法に規定する「使用者」に該当するとしても、当該車両の運行を支配・管理する地位を失っており、当該車両に関し何等の権原も及ぼすことは不可能であります。従って、当社は本件駐車違反に関する法的責任はない、と考えます。

※平17.9.14 警察庁交通局交通指導課長・交通企画課長 通達 記5
(業務参考資料P10)

- (添付資料)
- ・貸渡契約書又は貸渡証のコピー(不返還の場合)
 - ・盗難被害届(コピー)
 - ・レンタカー不返還被害報告書、レンタカー不返還証明書又は同証明書交付願
 - ・その他(貸渡約款(第18条等)及び事業者名の部分)のコピー

- B 貸渡期間中の駐車違反であって、当社から借り受けた者又は運転者の違反であることを理由とする場合
(最も簡便なやり方だが、公安委員会―警察が認めるかどうかは疑問)

(弁明理由)

当該車両は、○年×月△日に、○○○○氏に貸し渡したものであり、その際の運転者は××××氏となっております。従って××××氏又は同氏の関係者による駐車違反と考えられますので、違反金納付命令を発出される前に、同氏について捜査して下さいますようお願いいたします。

※ なお、貸渡期間を経過しているときには、Aによって弁明してください。

- (添付資料)
- ・貸渡契約書又は貸渡証のコピー
 - ・貸渡約款(関係部分(第8条、第18条等)及び事業者名の部分)のコピー

- C 運転者が自認書に署名をした場合
(違法駐車:の連絡があった後に運転者が自認書に署名をした場合)

(弁明理由)

- 1 当該車両は、違反日時において○○○○氏に貸渡中でありました。その際の運転者は、××××氏となっております。
- 2 ××××氏は、当社に提出した自認書において当該駐車違反を認め、反則金等を支払うことを約束しております。
- 3 当社の貸渡約款第18条第1項では、「違法駐車をしたときは、借受人又は運転者は自ら違法駐車に係る反則金等を納付し、及び違法駐車に伴うレッカー移動、保管等の諸費用を負担します」としており、借受人はこれを承諾して貸渡契約を締結しております。

※ 平17.9.14 警察庁交通局交通指導課長・交通企画課長 通達 記3、4
(業務参考資料P9・10)

- (添付資料)
- ・貸渡契約書又は貸渡証のコピー
 - ・自認書
 - ・貸渡約款(関係部分(第8条、第18条)及び事業者名の部分)のコピー

- D 自認書に署名を求めても駐車したことを認めず、又は駐車したことを認めても反則金等の納付に応じない場合
(実務上はこの例が多いと思われるが、ねばり強く再三督促する。)

(弁明理由)

- 1 当該車両は、○年×月△日に○○○○氏に貸し渡したものであり、その際の運転者は△△△△氏となっております。従って、違反日時における運転者は△△△△氏（又は同氏の関係者）と思われるので、同氏に対し自認書への署名と反則金等の納付を求めましたが、自らの運転中に駐車違反をしたことを認め（ず、また、反則金等を納付することにも応じ）ようとしません。
- 2 現在、同氏に対し、自認書に署名し、反則金等を納付するよう再三督促しておりますが、公安委員会（警察ご当局）におかれましても、同氏について捜査をして下さいますようお願いいたします。
- 3 なお、当社の貸渡約款第18条第1項では「違法駐車をしたときは、借受人又は運転者は自ら違法駐車に係る反則金等を納付し、及び違法駐車に伴うレッカー移動、保管等の諸費用を負担します」としており、借受人はこれを承諾して貸渡契約を締結しております。
(添付資料) ・貸渡契約書又は貸渡証のコピー
・運転者と当社との間の折衝に関するメモ（文書）
（日時、内容、対応者等を明記）
・貸渡約款（関係部分（第8条、第18条）及び：事業者名の部分）のコピー

E レンタカーが企業に貸し渡されていて、その従業員が駐車違反をした場合（車検証上の使用者欄はリース車両と異なりますが、実質はリース車両と同じと考えられます。）

(弁明理由)

- 1 当該車両は、違反日時において○○○○株式会社（××営業所）に貸渡中でありました。
- 2 貸渡期間中は、貸渡契約に基づいて○○○○株式会社が当該車両を使用する権原を有し、当社には使用する権原はありません。また、具体的な運行に関する指示や運行の管理、車両の安全管理も、同社がその責任において直接同社の従業員に対して行うものであります。
- 3 これらのことは、当社の貸渡約款第10条（貸渡契約の成立とレンタカーの引渡し）、第15条（借受人・運転者の善良な管理者の注意義務）、第16条（借受人・運転者の日常点検整備実施義務）等において明らかであり、借受人もこれらの条項を承認した上で、貸渡契約を締結したものであります。
- 4 従って、本件車両に関しては、借受人である○○○○株式会社（××営業所）を道路交通法にいう「使用者」とみなして放置違反金の納付を求めていただきたいと思います。
(添付資料) ・貸渡契約書又は貸渡証のコピー
・貸渡約款（関係部分—第10条、第15条、第16条、第18条及び事業者名の部分）のコピー
・その他適当な資料